平成２３年（フ）第２７０号
山形県西村山郡大江町大字左沢704番地
債務者　後藤　　豊
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
山形市上町１丁目10番10号　まるりょう荘３号、前住所宮城県黒川郡富谷町上桜木１丁目45番地７
債務者　臼井　尚子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
和歌山県田辺市神子浜２丁目４番20号　喜栄荘１号
債務者　山下　展司
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３号
和歌山県田辺市龍神村福井1092番地
債務者　久保まゆみ
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３号
滋賀県長浜市東上坂町1205番地１
債務者　小川みはる
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
山口県宇部市上野中町５番48―２号
債務者　糀　　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３１号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ２丁目36番地３　ユーミーしらさぎＡ201、前住所東京都北区赤羽１丁目31番８―404号　メゾン・ボヌール
債務者　山本　貴彬
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２９号
岡山県赤磐市穂崎43番地１
債務者　寺本　榮介
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３０号
岡山県赤磐市穂崎43番地１
債務者　寺本　好子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３１号
岡山県赤磐市穂崎43番地１
債務者　寺本　和正
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３９号
横浜市泉区上飯田町1227番地　ＹＭハイツ101
債務者　竹内　竜一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１号
横浜市都筑区大棚町500番地18　田尻ハイツ201
債務者　中島　克育
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
横浜市都筑区大棚町500番地18　田尻ハイツ201
債務者　中島寿美子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１号
横浜市鶴見区仲通１丁目59番地１　さいわい荘102
債務者　宗田　純二
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１号
横浜市鶴見区豊岡町24番15―403号
債務者　田中　敬市
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９５号
東京都国立市谷保5110番地の１コーポさざなみ209
債務者　半田　文男
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部